

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第5回

開催年月日 令和5年8月30日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金審議会の意見に関する 異議申出について
公益代表	5名	2	高知県最低賃金専門部会の廃止について
労働者代表	4名	3	その他
使用者代表	4名		

次回本審開催予定日 令和5年10月13日

[開会] 午前9時56分

会長 ただ今から、第54期第5回高知地方最低賃金審議会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は公益委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名、委員合計13名の出席していただき、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

会長 前回の第4回本審の議事録を確認する公益委員ですが、私が欠席したため、大井会長代理をお願いしてよろしいでしょうか。

大井委員 わかりました。

会長 それでは、議事に入ります。
議事(1)「高知県最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」です。
事務局は、申出状況と処理手続について説明してください。

賃金室長 高知県最低賃金の改正決定につきましては、8月14日に当審議会より答申をいただきましたので、最低賃金法第11条に基づき、同日にその要旨を公示いたしました。

この公示がされた場合、当該最低賃金に係る労働者または使用者は、公示があった日から15日以内に高知労働局長に異議を申し出ることができることとされております。

8月29日が異議申出期間満了日でございます。

申出期日までに1件の異議申出書が提出されました。

異議申出書が提出された場合、高知労働局長は高知地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされていることから、本日、諮問をさせていただきますこととしております。よろしくお願いいたします。

会 長 異議申出があったことに対して、当審議会の意見を求めることについて、高知労働局長が諮問されるということです。
これから、諮問を受けたいと思います。

局長から会長に「諮問文」を手交

会 長 それでは、事務局から諮問文を配付してください。
配付が終わるまで少しお待ちください。

「諮問文」を傍聴人も含め、全員に配付

会 長 事務局から諮問文の朗読をお願いします。

賃金室長 諮問文朗読

会 長 異議申出に係る意見陳述は、10分以内、陳述人1名、地域最賃改正決定にかかる異議に限定して受けることとなっております。

お手元の資料に、「高知県労働組合連合会」からの異議の申出書が添付されています。

本日は執行委員長の筒井敬二様から意見陳述をいただくこととなっております。よろしくお願いいたします。

陳述人、陳述席へ移動

筒井陳述人 高知県労連の筒井です。
お手元の申出書に沿って、意見を述べさせていただきます。
今回、高知地方最低賃金審議会として、897円という方針を出しました。

このことについて、中央の目安39円に対して、5円の上乗せということで、格差を埋めていくという課題に向けて、積極的に対応をとっていただいたと受け止めています。

また、答申文中での政府への要望事項で、「賃金上昇分に一定期間補填など直接的な施策を行っていただきたい」など、行政の直接支援、いわゆる真水の要望についても、これまでにない部分で、高知県労連としては、注視させていただいているところです。

ただ、私たち労働者の暮らしを考えた時には、今回の答申額でもまだまだ低水準の域を脱却できていないと受け止めざるを得ないと思っています。

この間の物価高騰の状況もごさいます。

そういう点で以下のとおり、要望をしたいと思います。

最低賃金は法定のボトムの部分を決めていくというところではあります。が、憲法25条との関係、要するに健康で文化的な生活ということからいくと、やっぱりギリギリというところであってはならないのではないかという思いです。

1か月間、フルタイムで173.8時間働いたとして、156,000円に少し足りないぐらい。我々が以前、県内で調査した結果、いわゆる健康で文化的な生活を可能にできる額は、時間額1,650円程度と公表しています。

世界的に見ても、先進諸国も最低賃金は時間額1,500円水準を突破してきている。

アメリカの大型スーパー、コストコでは、日本国内の店舗でパート、アルバイト募集する際に、時間額1,200円をボトムにして、1,500円までで応募をかけ、話題にもなりました。このことについて取材をすると、こすこの時給決定の基準はグローバルスタンダード、つまり世界基準であるというお話でした。

そういうことからいくと、我々日本の経済水準は、日本が発展途上国だということであれば、今の水準になるかもしれませんが、タイに賃金で抜かれたというような話もありましたし、先進経済国だという認識がありますので、そういう点でいうと、今の水準というのは見合わないんじゃないかと思えます。時間額1,500円以上でお願いしたい。

格差を埋めていくという点でも、公益委員の見解の中で比較がありましたが、そこで見ると、高知というのは生計費は高いけど、収入所得は低く、暮らしにくいというところはあるのかなと感じました。

ただ、人事院の標準生計費は少し年度間の数字の上下の振れが大きいので、例えば2人世帯でいうと、去年は178,903円。今年は125,080円と、5万円以上下がるという統計的な安定性に欠けるなどは思っ

いますが、全国的にそれで見ると、そこは高知は高く、所得は低い。
確かに消費者物価指数でいくと、全国平均100として、高知はほぼ100の99.8とかで、同じくらいです。

東京とのポイント差は5ポイントくらいしかない。

賃金格差は25%を超えている。30%まではいかないですが、それくらいの格差がある。

そうした実態からいくと、公益委員見解で出たようなことというのは、生活にはお金がかかるけれども、所得は低いという状況がある。

ここが高知県で住み続けられにくいということにつながっているのではないかと、格差を埋めていくということでは大きく引き上げていくことが求められるのではないかと考えております。

私自身、地場のスーパーマーケットの経営者の方とも交流があり、その方からは理解はできるんだけど、いっぺんに1,500円は飛躍だというお話もありました。

ただ、求められているのはその水準ですよということはしっかりお伝えしたいと思っています。

2点目ですが、8月22日に厚労省が所得格差に関する2021年調査結果を公表しました。

所得格差最大水準が継続をしているという問題について、格差を埋めていかなないと国民生活の安定につながらないということなんですが、時間額が897円では、月173.8時間で1年間働いても187万にしかならない。

ボーナスをどう乗せるかという話があるかもしれませんが、いわゆる年収200万円未満程度を一つの基準にするワーキングプアの水準を解消できていないというのが、今の水準。

そういう意味では、少なくとも直ちにそこを突破するということが求められているのではないかと。そういう点で、最低賃金審議会での再審議をお願いしたいということを申し上げまして、私の陳述を終わります。

会 長 どうもありがとうございました。
 今回の陳述内容に対して、各委員からご質問はございませんでしょうか。

意見なし

会 長 以上で異議申し出に対する意見陳述を終了いたします。
 ありがとうございました。席へお戻りください。

陳述人、陪席へ移動

会 長 それでは、本件異議の申出に対する、労使各側の見解をお伺いしたいと思います。
 まず、労働者側からお願いします。

市川委員 申し出の中にありました水準と格差の問題については、意見を同じくする
 ところでありませけれども、審議の結果は議論を尽くしたものだと思
 っております。
 審議の結果について尊重したいと思います。

会 長 ありがとうございました。
 では次に、使用者側からお願いします。

沖田委員 今回の申し出は、働く者として当然の要求だと思ひますし、現実に私も生
 活している中で、この物価高における影響を肌を感じておりますので、申し
 出の内容も十分理解できます。
 ただ、使用者側としてみると、エネルギーや原料価格の高騰、急激な円安
 などによって、企業側も大きなダメージを受けていて、支払能力そのものが
 要望に応えられるレベルにあるかどうかという、まだそこに追いついてい
 ないと考えています。
 今回の審議会において、労使様々な主張を踏まえて、今回の答申が決定さ
 れたと思っております。その内容について、使用者側としては不満は残りま
 すが、結果については尊重すべきだと思っております。

会 長 ありがとうございました。
 ほかに、ご発言されたい委員の方はいらっしゃいますでしょうか。
 公益委員もいかがでしょうか。

意見なし

会 長 それでは、本日、高知労働局長から諮問のあった「高知県最低賃金の改正
 決定に係る高知地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」について
 は、ただ今各側委員からご意見をいただきました。
 8月14日の当審議会の答申は、8月1日の全員協議会での意見陳述や各
 種要請書も踏まえて慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についても
 これまでの審議において十分に考慮されているものと考えます。
 従いまして、「令和5年8月14日付け「高知県最低賃金の改定決定につ

いて（答申）」どおり決定することが適当である」との内容で答申すること
にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長 異議がないようですので、「令和5年8月14日付け「高知県最低賃金の
改定決定について（答申）」どおり決定することが適当である」との内容で
答申することといたします。

答申については、私と事務局で用意しますので、しばらくお待ちくださ
い。

「答申（案）」を会長へ、内容を確認

会 長 では、答申案の配付をお願いします。

答申文（案）配付

会 長 それでは、事務局から答申案の朗読をお願いします。

賃金室長「答申（案）」朗読

会 長 ただ今の答申案につきまして、何かご意見はございますか。

意見なし

会 長 特にご意見はないようですので、この答申案のとおりとしてよろしいでし
ょうか。

異議なし

会 長 それでは、このとおりとします。
事務局は答申文の準備をお願いします。

賃金室長「答申文（印鑑あり）」を会長に

会 長 それでは、局長に答申文をお渡ししますので、よろしく願います。

会長から局長に「答申文」手交
「答申文（写）」を傍聴人も含め、全員に配付

会 長 局長からご挨拶があるようですので、よろしく申し上げます。

局 長 ただ今、会長から、高知県最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る
諮問につきまして、答申をいただきました。厚くお礼申し上げます。

公労使各側委員の皆様には、7月3日に諮問させていただいて以来、限られた時間の中で、慎重かつ熱心なご審議をいただきましたことにつき、改めてお礼申し上げます。

本日、答申をいただきましたことを踏まえ、発効に向け、官報公示など事務処理を迅速に進めてまいります。

また、引き続き最低賃金の周知、また履行確保を図っていくとともに、業務改善助成金について、一層の周知及び活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、引き続き最低賃金制度の運用につきまして、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

会 長 続きまして、高知県最低賃金専門部会の廃止についてです。

審議会令第6条第7項において「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定され、この運用について、高知県最低賃金専門部会運営規程第9条において、「専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、その任務を終了することとし、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定しております。

従いまして、高知県最低賃金専門部会については、すでにその任務を終了しておりますので、廃止することとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 異議なしということで了承を得ましたので、高知県最低賃金専門部会の廃止を決定します。

次に次回の審議会は、電子の特定最低賃金に改正の必要性の有無について、特別小委員会からの結果を報告をいただくこととなります。

特に非公開とする必要はないと思いますが、どうでしょうか。

異議なし

会 長 ご了承いただきましたので、事務局は日程が決まり次第、公開の手続きをお願いします。

 そのほか、事務局から伝達事項はございますでしょうか。

基準部長 基準部長の恒吉からご報告がございます。

 業務改善助成金の事務処理状況につきまして、ご報告を申し上げます。

 8月1日の第3回本審におきまして、本年度の新たな取り組みなどをご紹介させていただいたところですが、申請状況の結果などをお伝えしたいと思います。

 昨年度は1年間を通しまして、全体件数が43件であったものに対しまして、本年度4月から8月28日までの状況が70件と、ほぼ倍の数字で推移しております。

 今後も早期の支給決定、今回の最賃の改定とあわせて業務改善助成金についての広報も引き続き行ってまいります。

会 長 以上で本日予定していました議題はすべて終了いたしました。
ほかに何かございますか。

意見なし

会 長 ないようですので、本日の審議会を閉会します。

[閉会] 午前10時21分